

小笠原諸島におけるエコツーリズム事業について

1 エコツーリズムの推進

都は、世界的にも貴重な小笠原の自然を将来にわたって維持するとともに、観光資源として積極的に利活用し、地域経済の発展に貢献するため、小笠原村と協定を締結し、地元関係団体とも協力し、エコツーリズムを推進していく。

2 これまでの経緯と今後の予定

平成14年7月1日

東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱制定（別紙1）

平成14年7月9日

小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書締結（別紙2）

平成14年9月30日

適正な利用のルール等に関する協定書締結（別紙3）

平成14年10月1日～15日

東京都自然ガイド認定講習実施

平成15年2月

東京都自然ガイドの認定

平成15年4月1日～

東京都自然ガイドによるエコツーリズムの実施

3 主な平成15年度予定事業

観光資源調査

（新たな観光ルート及びスポット調査・雨天対策観光・島内サイン全体計画）

東京都自然ガイド利用者モニタリング

東京都自然ガイド養成

自然環境保全促進地域モニタリング

（南島及び母島石門一帯）

ビジターセンター基本設計

観光宣伝手法調査

別紙 1

東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱

平成14年7月1日14環自計第288号知事決定

(目的)

第1条 この要綱は、島しょ地域における将来にわたり継承すべき貴重な自然が存する地域において、豊かな自然と触れ合える仕組みづくりに取り組み、その保護及び適正な利用を図ることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自然環境保全促進地域の指定)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する地域のうち、将来にわたり継承すべき貴重な自然が存するため、保護と利用の両立を図らなければならない地域(海域を含む。)を、自然環境保全促進地域として指定することができる。

(1) 次のイから八までのいずれかに該当する地域

イ 多様な生物及び生態系の確保のために重要な動物の生息地、繁殖地若しくは渡来地又は植物の生育地

ロ 地質学又は地形学上貴重な地域

ハ 景観が優れている地域

(2) 人による過度の立入り等により人為的な影響を受けるおそれがある地域

2 知事は、前項の地域の指定に当たっては、必要に応じ野生動植物等の状況に関する調査(以下「モニタリング調査」という。)を行い、当該地域の自然の保護及び適正な利用のための指針を明らかにするものとする。

3 知事は、自然環境保全促進地域を指定しようとするときは、あらかじめ自然環境保全促進地域の存する町村(以下「関係町村」という。)の長及び対象となる地域の土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の意見を聴くものとする。

4 知事は、自然環境保全促進地域の指定を行ったときは、その旨を公告するとともに、関係町村の長及び土地所有者等に通知するものとする。

5 前2項の規定は、自然環境保全促進地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(協定の締結)

第3条 知事は、自然環境保全促進地域を指定したときは、次に掲げる事項について関係町村の長と自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

(1) 東京都と関係町村との役割分担に關すること。

(2) 次に掲げる自然環境保全促進地域の適正な利用に関する事項のうち必要なもの
(以下「適正な利用のルール」という。)

イ 利用区域又は利用経路

ロ 利用時期及び利用時間

ハ 1日当たりの利用者(自然環境保全促進地域を利用する者をいう。以下同じ。)の人数の上限

ニ 第5条第1項に規定する東京都自然ガイドが担当する利用者の人数の上限

ホ その他適正な利用のため必要な事項

(3) その他自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用に関し必要な事項

(モニタリング調査の実施等)

第4条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、モニタリング調査を行うものとする。

2 知事は、モニタリング調査の結果、必要があると認めるときは、関係町村の長と協議し、適正な利用のルール等を見直すものとする。

(東京都自然ガイドの認定等)

第5条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、東京都自然ガイドを養成し、及び認定するものとする。

2 東京都自然ガイドは、関係町村に住所を有する18歳以上の者で、知事が開催する講習を受講した者の中から知事が認定するものとする。

3 東京都自然ガイドの養成及び認定の方法等については、関係町村の長と協議して、知事が別に定める。

(東京都自然ガイドの役割)

第6条 東京都自然ガイドは、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 利用者に対して自然の理解を深めるための解説を行うこと。

(2) 利用者に対してこの要綱に従い利用の指導を行うこと。

(3) 自然環境保全促進地域におけるモニタリング調査に協力すること。

(東京都自然ガイドの同行)

第7条 自然環境保全促進地域に立ち入ろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京都自然ガイドを同行するものとする。

(1) 土地所有者等が通常の生活に付随する事由により立ち入る必要のある場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うため立ち入る必要のある場合

(3) 国、地方公共団体等が管理行為を行うため立ち入る必要のある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めた場合

(自然環境保全促進地域の利用に関する指導等)

第8条 知事は、関係町村の長と連携して、利用者に対し、自然環境保全促進地域の利用について、必要な事項を指導し、又は勧告することができる。

(責務)

第9条 都は、この要綱の実施に当たっては、関係町村と連携して、自然の保護及び適正な利用の総合的かつ計画的な施策の推進に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第4条、第7条及び第8条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書

東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱(平成14年7月1日14環自計第288号知事決定。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、東京都を甲とし、小笠原村を乙とし、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、要綱に基づき甲及び乙が連携して、小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用を図ることを目的とする。

(対象となる自然環境保全促進地域)

第2条 この協定の対象となる自然環境保全促進地域は、次に掲げる地域とし、その区域は、別図1及び別図2のとおりとする。

- (1) 南島
- (2) 母島石門一帯

(甲及び乙の役割分担等)

第3条 甲及び乙の役割分担並びに適正な利用のルールは、甲及び乙が協議の上定める。

(適正な利用のルール)

第4条 適正な利用のルールは、平成14年10月1日までに定め、平成15年4月1日から施行する。

(協議)

第5条 甲及び乙は、自然環境保全促進地域の保護及び適正な利用を図るため、その実施状況を踏まえ、必要に応じて協議するものとする。

上記協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成14年7月9日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 (石原 慎太郎)

乙 東京都小笠原村父島字西町
小笠原村
代表者 小笠原村長 (宮澤 昭一)

適正な利用のルール等に関する協定書

小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書（平成14年7月9日締結）第3条及び第5条の規定に基づき、東京都を甲とし、小笠原村を乙とし、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

（適正な利用のルール）

第1条 適正な利用のルールは、別表のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、連携して、自然環境保全促進地域の利用者に対し、適正な利用のルールの遵守について、指導又は勧告を行うものとする。
- 3 適正な利用のルールは、甲が行うモニタリング調査の結果等を踏まえ、必要に応じ、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（甲の役割）

第2条 甲は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 都民及び観光客等に対する自然環境保全促進地域指定の意義の周知
- (2) 東京都自然ガイドの養成及び認定
- (3) モニタリング調査の実施
- (4) 適正な利用のルールの実施に対する支援

（乙の役割）

第3条 乙は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 村民、観光客等に対する適正な利用のルールの周知
- (2) 適正な利用のルールの運営体制の整備
- (3) 地元関係団体等の取りまとめ及び適正な利用のルールの推進
- (4) 東京都自然ガイドからの報告の聴取等適正な利用のルールの実施状況の調査
- (5) 自然環境保全促進地域の利用実績(村民の利用を含む。)の甲への提出

（協議）

第4条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保有する。

平成14年9月30日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

東京都小笠原村父島字西町
乙 小笠原村
代表者 小笠原村長 宮澤 昭一

適正な利用のルール

共通ルール

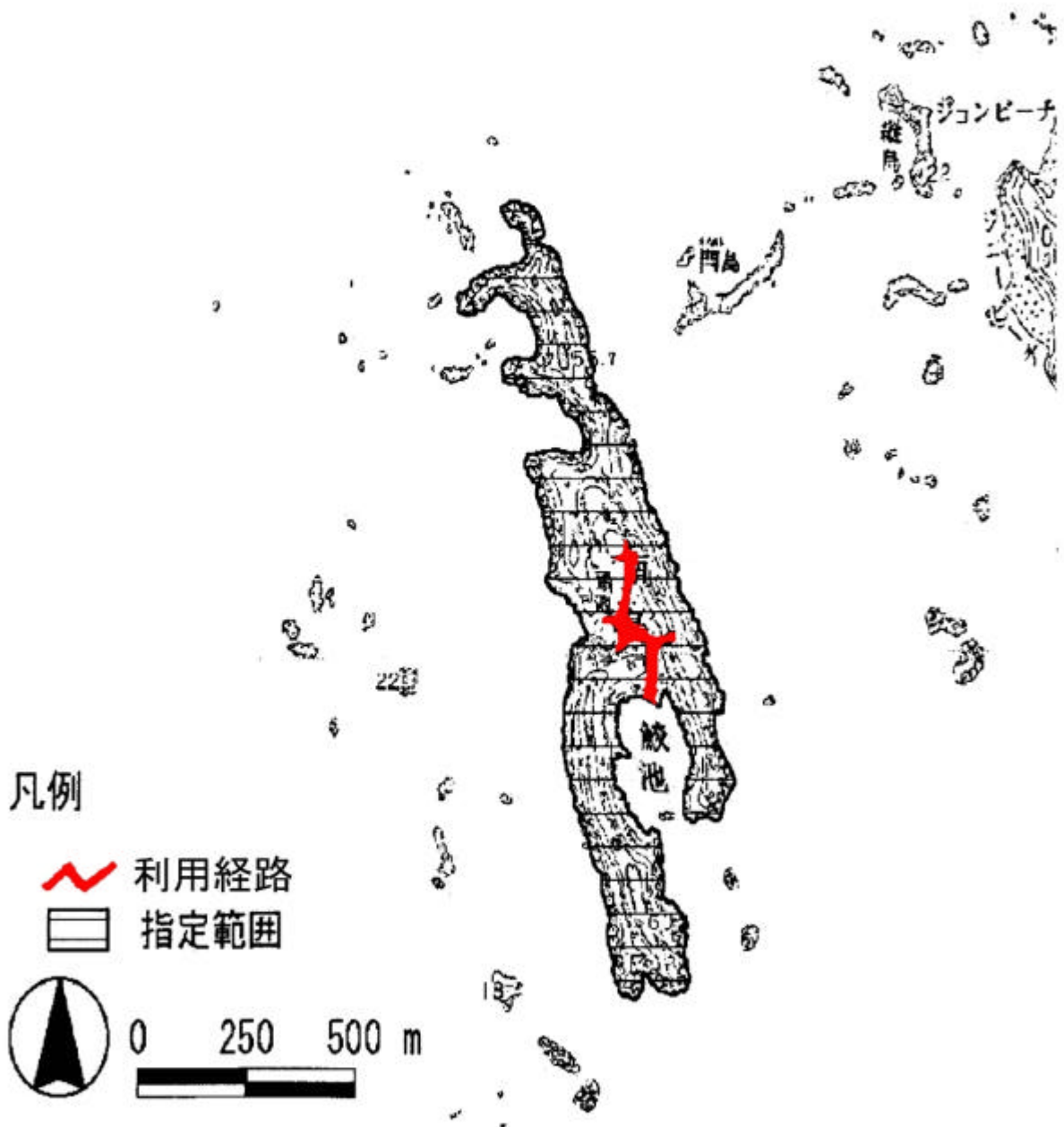
- 1 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 2 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- 3 定められた経路以外を利用しない。
- 4 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- 5 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- 6 動物にえさを与えない。
- 7 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- 8 岩石などに落書きをしない。
- 9 ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

個別ルール

名 称	南 島	母島石門一帯
利用経路	別図 1 のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止	別図 2 のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止
最大利用時間	2 時間	設定しない
1 日当たりの最大利用者数	100 人 (上陸 1 回当たり 15 人)	50 人 (1 回当たり 5 人)
制限事項	年 3 か月間の入島禁止期間の設定 (当面、11 月から翌年 1 月末日までとする。ただし、年未年始の 8 日間を除く。詳細な日程は年度毎に定める。)	鍾乳洞は立入禁止
ガイド一人が担当する利用者の人数の上限	15 人	5 人

南 島

利用経路及び指定範囲



指定範囲 最低低潮位における海岸線

母島石門一帯 利用経路及び指定範囲

別図2



指定範囲

- ①-② 小林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)
- ②-③ 小林班界 (森林生態系保護地域保全利用地区界)
- ③-④ 尾根線
- ④-⑤ 道路 (除) 界
- ⑤-⑥ 小林班界
- ⑥-⑦ 小林班界 (森林生態系保護地域保全利用地区界)
- ⑦-⑧ 小林班界
- ⑧-⑨ 小林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)
- ⑨-⑩ 小林班界
- ⑩-⑪ 林班界
- ⑪-① 林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)